

平成30年度 第3四半期 指摘事項一覧

原子力事業所又は原子力施設名:四国電力(株)伊方発電所

作成責任者 統括原子力運転検査官 鶴園 和男

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘(要旨)	事業者 回答日	事業者の処置状況
1	平成30年11月22日	鶴園、新田	原子炉主任技 術者他	保安規定 添付3 1.1.1 (3)教育訓練の実施 において、「イ 現場主体の操作に係る成立性確認、(ア)技術的能力の成立性確認」については、「表-20 重大事故等対策における操作の成立性」の対応手段の内、有効性評価の重要事故シーケンスに係る対応手段について保安規定に記載された要員数、想定時間内でそれぞれの対応手段ごとに実施することとされている。事業者の実施している技術的能力の成立性確認の内、「中型ポンプ車による補機冷却海水通水(運転員3名)」と「中型ポンプ車を用いた格納容器再循環ユニット(A及びB)による格納容器内自然対流冷却(運転員5名)」については、それぞれ個別に実施するのではなく、この2つの対応手段を一連の活動として実施していたため、各要員については3名と5名ではあるが3名で実施されていることを記録により確認した。以上のことから保安規定の「表-20重大事故等対策における操作の成立性」に従い、対応手段毎に分けて技術的能力の成立性確認を実施するよう指摘した。	平成30年12月19日	当該成立性の確認訓練については、保安規定 添付3表-20に記載している要員数以下の人数および関連する手段と組み合わせた訓練として実施していた。 今回のご指摘を踏まえ、保安規定と訓練の関係を明確にすることが必要であると考え、成立性の確認訓練については、保安規定に基づく対応手段、要員数となるよう関連マニュアル(訓練記録を含む)を改正するとともに、平成30年度の訓練についてもそれぞれの対応手段として実施する。 なお、他の訓練についても表-20との整合性を確認した結果、「1.4 代替格納容器スプレイポンプによる炉心注水」および「1.6 代替格納容器スプレイポンプによる格納容器スプレイ」についても少ない要員数で訓練を行っていたことから、同様にマニュアルを改正し、平成30年度の訓練についても保安規定に基づく要員数として実施する。
2						
3						